

岩手沿岸南部クリーンセンター
整備運営事業

入札説明書等に対する質問への回答

平成20年5月19日

岩手沿岸南部広域環境組合

設計・建設業務編要求水準書に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	123	第4章	第2節	2.1)	給水設備	<p>「本設備は、工場関係諸室・管理用諸室で使用する上水、再利用水を確保し、引き込み配管、受水槽、揚水ポンプ、高置水槽等により構成される。</p> <p>(1) 給水方式は、重力給水方式を原則とする。(別方式を提案される場合は、必要な設備を記入すること。)」とあります。</p> <p>上水の給水方式として、水道水の圧力を活用した「直圧直結給水方式」を提案してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、この場合水道水の取合位置(岩手オートリサイクルセンター付近)での圧力は3kg/cm²程度必要となります。</p>	ご質問のとおりです。

運営・維持管理委託仮契約書(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
2	2	第5条	第4項		業務遂行	<p>貴組合より平成20年3月24日付で公表された質問回答72において、運営維持管理委託仮契約書(案)第5条第4項に定める「要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法(引渡し試験時)」に記載する基準値」が未達の場合に乙が債務不履行責任を免責される条件に関する弊社からの質問に対し、貴組合より「乙が、要求水準書に示す発熱量の範囲を外れていることが原因であることを明確に示した場合においては、債務不履行とはみなしません。」とご回答を頂いております。</p> <p>この点、基準値未達の原因が乙の責めに帰さない事由による場合は、当該基準値の未達について乙は免責されるということが合理的な契約条件であると思料します。</p> <p>例えば、ごみ質の逸脱に起因して基準値が未達になる可能性があります。その原因としては「発熱量」だけに限らず、水分や灰分等のごみ質によることも考えられます。</p> <p>以上のことから、計画ごみ質の逸脱等、乙の責めに帰さない事由による基準値の未達の場合は、乙の債務不履行とはみなされないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。
3	21	別紙4	3	(1)	委託料2 (コース相当分の固定料金、変動料金)	<p>貴組合より平成20年3月24日付で公表された質問回答82において、「(t-1)年度の物価指数の年度平均値」とありますが、委託料の改定は当初契約締結時からの物価変動相当金額を調整する目的のものであると思料します。</p> <p>従いまして、委託料の改定の指標には、「物価指数の年度の平均値」ではなく、用役・資材の調達契約等を実際に締結する3月の指標を採用することが適切であると考えます。</p> <p>以上のことから、委託料の改定の指標については、3月の(実際に調達契約等を締結する時期)の指標を採用して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	原則として年度平均値を採用しますが、3月の指標とすることの合理的な理由があるのであれば協議に応じます。
4	21	別紙4	3	(1)	委託料2 (コース相当分の固定料金、変動料金)	<p>貴組合より平成20年3月24日付で公表された質問回答84において、「コースに関する物価改定の指標は、「財務省貿易統計による指数」とされています。この点、当該指数のコースへの適用が不適切になったと合理的に判断できる場合は、コースに関する物価改定の新しい指標について、別途協議の上策定できるものと理解してよろしいでしょうか。」という弊社からの質問に対し、「運営・維持管理委託仮契約書(案)」に示したとおりとします。」と、貴組合よりご回答を頂いております。</p> <p>しかし、「財務省貿易統計による指数」が、本事業の実施期間中にコースの市場価格の実態と乖離する可能性を、現時点で100%否定することはできないものと思料します。</p> <p>従いまして、当該「財務省貿易統計による指数」のコースへの適用が不適切になったと合理的に判断できる場合は、別途コースに関する物価改定の方法について、甲乙協議の上定めることができるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。